

第3章

環境配慮指針

第1節 主体別環境配慮指針の目的と役割

第3章 環境配慮指針

第1節 主体別環境配慮指針の目的と役割

私たちの日常生活や日々の事業活動の中で、水質汚濁、騒音や悪臭等の環境問題が発生しています。したがって、環境問題を解決し、望ましい環境像を実現するためには、行政はもとより、市民・事業者を含めた各主体がそれぞれの立場で、環境負荷の低減を図る取り組みが必要です。

ここでは、市民・事業者が日常生活や事業活動を営む上で、環境負荷の低減を実践するためのガイドラインを「主体別環境配慮指針」としてまとめました。

なお、環境課では環境配慮について、以下の周知を行っています。

環境配慮に関する周知

- 省エネ等に関する取組を記載した節エネガイドを作成し、市広報誌に折り込み全世帯に配布、市の窓口やHPでも配布しています。
- エコドライブやグリーンカーテンなど、市広報誌やHP等を活用して周知しています。
- 環境保全や地球温暖化ガス削減等の取組等に関連する補助金等に関するチラシを作成・配布して情報提供を行っています。

(1) 市民の環境配慮指針

電気・水・ガス等を使うときに	買い物をするときに
●冷房は冷やしすぎないようにしましょう。(目安は28℃に設定し、必要に応じて扇風機等の併用でさらに調節) ●長時間使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。 ●環境家計簿を活用しましょう。 (電気・ガス等の使用量から「CO₂排出量」を計算し記録すること) ※沖縄県民版 環境家計簿 Web サイト https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/saisei/taisaku/kankyokakeibo.html ●日常的に節水を心がけましょう。 ●風呂の残り湯等は有効利用しましょう。 ●節水型機器を利用しましょう。 ●雨水貯留タンク等の雨水利用設備を利用しましょう。	●マイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。 ●家電製品を買い換えるときは、待機電力や消費電力の少ないものを選びましょう。 ●簡易包装や詰め替え製品を優先的に購入しましょう。 ●マイ箸・マイカップを持参し、割り箸・紙コップの使用を減らしましょう。

ごみを処理するときに	外出するときに
●廃棄物に関心を持ちましょう。 ●3Rについて学習し、協力しましょう。 ●ごみは定められたとおりに分別し、減量とリサイクルに努めましょう。 ●ごみの発生抑制に努めましょう。 ●家電等を処分するときは適正に処理しましょう。 ●ポイ捨て等の不法投棄はやめましょう。 ●不法投棄を発見した際は市に連絡しましょう。 ●草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに協力しましょう。	●自家用車の使用を減らし、バスなどの公共交通機関や自転車利用、徒歩で移動するようにしましょう。 ●アイドリングストップを行い、空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）を実践しましょう。 ●タイヤの空気圧調整等、定期的に車の点検を行いましょう。 ●エコカーを利用しましょう。
家の建築や改修、手入れ等をするときに	近隣公害をなくすために
●断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）を導入しましょう。 ●屋上緑化、壁面緑化やグリーンカーテン等を取り入れましょう。 ●宅地内の緑化を進めましょう。 ●草木の剪定等の維持管理を行いましょう。 ●緑化の際は、在来植物の利用に努めましょう。 ●下水道に接続しましょう。 ●浄化槽を適正に維持管理しましょう。 ●庭等を雨水が浸透しやすい構造にしましょう。 ●省エネ性能の高い家電機器を利用しましょう。	●騒音・振動が発生しないよう心がけましょう。 ●住宅地周辺の道路では、速度を抑えた自動車・バイクの運転を心がけましょう。 ●悪臭が発生しないよう心がけましょう。 ●ごみの野焼きはやめましょう。 ●除草剤等の使用は、必要最小限に抑えましょう。 ●ペットを飼うときは、最後まで責任を持って飼いましょう。 ●ペットの糞は適切に処理しましょう。
自然を守り、歴史・文化を育むために	環境への意識を高め、実践するために
●市内の身近な生物の生育、生息場所を知り配慮しましょう。 ●市内の自然に関心を持ちましょう。 ●むやみに生物の捕獲、飼育はしないようにしましょう。 ●多様な生物が住み続けられる場所の保護活動に参加・協力しましょう。 ●身近な川・海的环境に関心を持ち、安全な遊び方を知りましょう。 ●外来種について知り、拡散を防止しましょう。 ●墓地を適切に維持管理し、荒廃を防ぎましょう。 ●地域の文化財について関心を持ち、学び活用しましょう。 ●汚水等を川に流さないようにしましょう。	●職場や家庭内での取り組みを地域に広げましょう。 ●環境学習に参加しましょう。 ●日常生活の中で、環境を意識しましょう。 ●地域における環境保全活動に参加しましょう。 ●環境ラベルの表示のある物品を利用しましょう。 ●物を大切に扱い、長期間使用しましょう。 ●環境配慮商品や省エネ製品を積極的に選択しましょう。 ●河川等の異常を発見した場合は、管理者に通報しましょう。

(2) 事業者の環境配慮指針

電気・水・ガス等を使うときに	事務用品等を購入するときに
●パソコンやコピー機の省電力機能を活用しましょう。 ●OA機器の設置台数や配置について最適化に努めましょう。 ●両面印刷や縮小レイアウトコピー等の機能を活用しましょう。 ●用紙の裏面使用や使用済み封筒の再利用をしましょう。 ●用紙の使用量を把握し、使用量を削減しましょう。 ●節水の必要性を知り、実践しましょう。 ●節水型機器を利用しましょう。 ●雨水貯留タンク等の雨水利用設備を利用しましょう。	●OA機器や照明器具等電化製品の更新時は省エネ型を購入しましょう。 ●省エネタイプの照明器具への買い換えをすすめましょう。 ●事務用品や物品は大切に使用し、節約に努めましょう。 ●簡易包装や詰め替え製品を優先的に購入しましょう。
ごみを処理するときに	自動車を利用するときに
●3Rについて学習し、協力しましょう。 ●ごみは分別を徹底し、減量とリサイクルに努めましょう。 ●自動車や家電製品等の不要品は適正に処理しましょう。 ●容器包装の減量化やリサイクルに努めましょう。 ●ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発と製造に努めましょう。 ●ポイ捨て、不法投棄はやめましょう。 ●不法投棄を発見した際は市に連絡しましょう。 ●草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに協力しましょう。	●アイドリングストップを行い、空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）を実践しましょう。 ●タイヤの空気圧調整等、定期的に車の点検を行いましょう。 ●エコカーを利用しましょう。 ●通勤に公共交通機関を積極的に利用しましょう。
事務所等の建築や改修、管理等をするときに	近隣公害をなくすために
●屋上緑化、壁面緑化やグリーンカーテン等を取り入れ、敷地内や周辺での緑化を推進しましょう。 ●事業所内の緑化を進めましょう。 ●緑化の際は、在来植物の利用に努めましょう。 ●建築の際は景観に配慮し、周囲と調和のとれた建物にしましょう。 ●事業所の敷地では雨水の地下浸透に配慮しましょう。 ●再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。 ●事業所等から発生する煙の対策を行いましょう。	●事業所や工事現場等での騒音・振動、悪臭の発生を防ぎましょう。 ●住宅地周辺の道路では、速度を抑えた自動車・バイクの運転を心がけましょう。 ●悪臭緩和剤、害虫駆除剤を適宜使用しましょう（畜産農家）。 ●悪臭発生を防ぐため、掃除を徹底して行いましょう。 ●悪臭防止のため、先進事例や悪臭対策の研究等を行いましょう。 ●化学物質等を適正に管理しましょう。 ●農地や工事現場での赤土等流出防止の対策を講じましょう。 ●ごみの野焼きはやめましょう。 ●大規模な工事の場合は、県の「沖縄県赤土等流出防止条例」に従った手続きをとりましょう。 ●歩きやすい歩道づくりに協力しましょう。

自然を守り、歴史・文化を育むために	環境への意識を高め、実践するために
●事業活動の実施にあたり、生物の生育、生息場所に配慮しましょう。 ●事業の実施にあたって自然素材や生態系に配慮した工法や技術を採用するよう努めましょう。 ●多様な生物が住み続けられる場所の保護活動に参加・協力しましょう。 ●除草剤等の使用は必要最小限に抑えましょう。 ●様々な業種が協調して、市街地の活性化に取り組みましょう。 ●墓地に関する情報を市へ提供しましょう。 ●墓地造成においては環境保全に配慮し、適切な維持管理に努めましょう。 ●文化財の保存や調査に協力しましょう。 ●汚水等を河川等に流さないようにしましょう。 ●下水道に接続しましょう。 ●浄化槽を適正に維持管理しましょう。 ●外来種について知りましょう。 ●事業活動に伴う外来種の侵入を防ぎましょう。	●日常業務の中で、環境を意識しましょう。 ●学校や地域における環境学習に協力しましょう。 ●職場や家庭内での取り組みを地域に広げましょう。 ●地域における環境保全活動に参加しましょう。 ●廃棄物の発生抑制、再資源化、分別の徹底について知り、協力しましょう。 ●建設副産物の有効利用に努めましょう。 ●廃棄物の適正処理を行いましょう。 ●従業員に対する環境学習を実施しましょう。 ●環境ラベルの表示のある物品を利用しましょう。 ●海の環境保全や環境学習の実施に協力しましょう。 ●地域で公園を維持管理する体制を整えます。 ●環境配慮商品やサービスを積極的に選択しましょう。 ●河川等の異常を発見した場合は、管理者に通報しましょう。



第4章

計画の推進

第1節 計画推進の考え方

第2節 計画の推進体制

第3節 計画の進行管理

第4章 計画の推進

第1節 計画推進の考え方

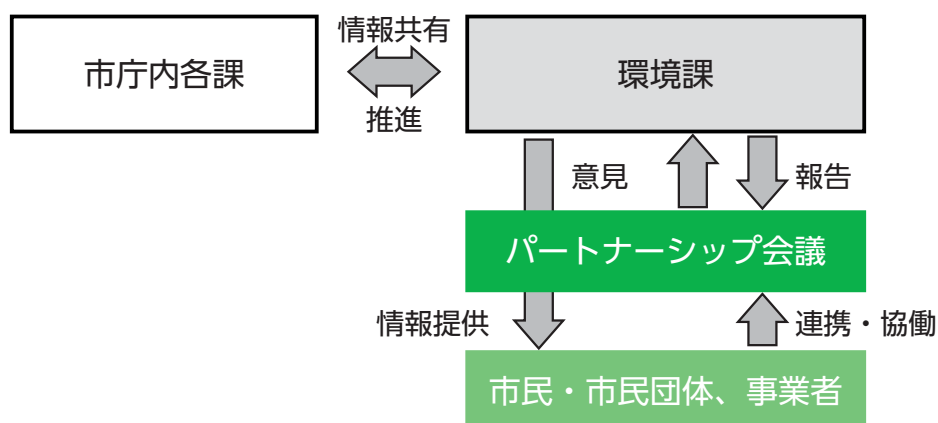
計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、本市が目指す環境像「**環境と調和する国際都市を創る**」―地球環境にやさしいまちを築く沖縄市―に向けた基本施策の取組状況等を定期的に把握した上で評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

本市の環境を良くし、本市が目指す環境像を達成するには、行政だけでなく、市民・事業者・行政の連携・協働のパートナーシップによる推進体制によって施策に取り組むことで、相乗効果が生まれ、効率的・効果的な計画の推進が図られるものと考えます。

本計画は、環境課による進捗管理の基に、市民・事業者・行政の連携・協働によるパートナーシップ会議での意見を聴取しながら計画を推進していくことを基本的な考えかたとします。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働して取り組みを進める必要があります。このため、以下に示すような推進体制を整備し計画の効率的・効果的な推進を図ります。



(1) 環境課による進捗管理

環境課では、各課で取り組む施策・事業について情報共有を図り、計画の推進に連携して取り組みます。また、本計画の目標の達成状況や施策の進捗状況を点検・評価し、改善に向けて検討します。その結果をまとめて「年次報告」の作成を行います。

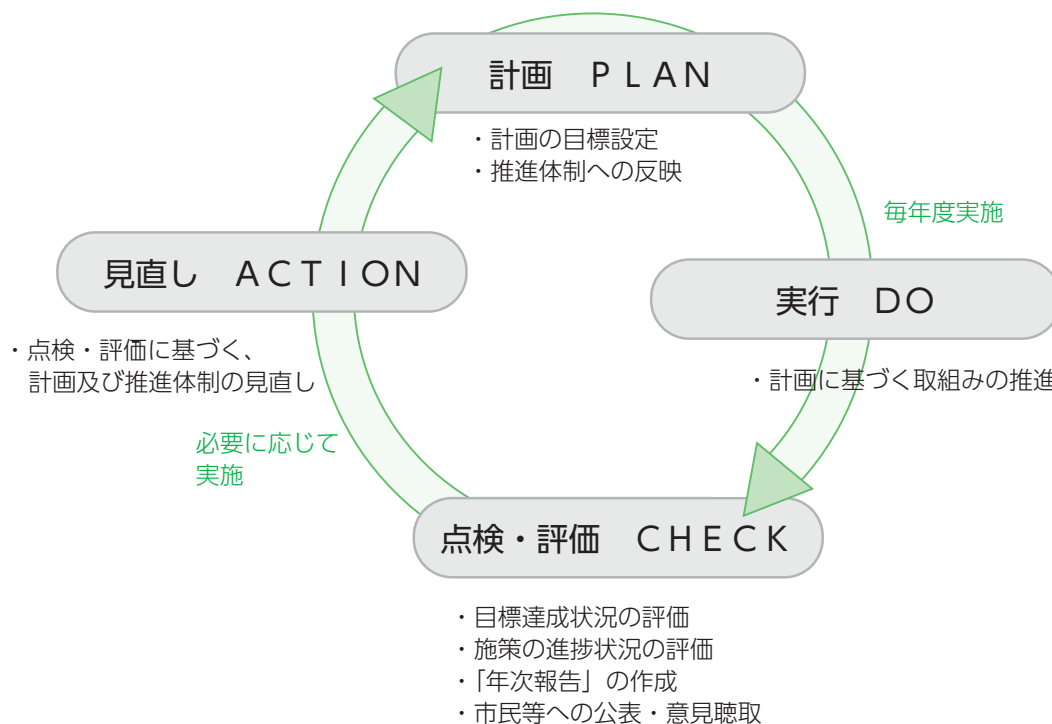
(2) パートナーシップ会議

上記で作成した「年次報告」について、「パートナーシップ会議」に毎年度報告し、意見を聴取します。

第3節 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るために、目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて適切な見直しを行っていきます。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画＜Plan＞→実行＜Do＞→点検・評価＜Check＞→見直し・改善＜Action＞）に従って進行します。



用語解説

参考資料【用語解説】

数字・アルファベット

● 3R（さんあーる又はすりーあーる）

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語で Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を指す。

● BEMS

Building Energy Management System の略。ビル向けエネルギー管理システム。

空調設備や給湯機器など建物内のエネルギー消費機器をネットワーク化、自動制御し、エネルギーの消費量を抑えるシステムのことをいう。

● BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（1970年）に基づく排水基準が定められている。

BODが高いと溶存酸素（DO）が欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

● COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめられている。また、水質汚濁防止法（1970年）に基づき排水の規制のための基準値が定められている。

● HEMS

Home Energy Management System の略。家庭向けエネルギー管理システム。家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネット

ワーク化、自動制御し、エネルギーの消費量を抑えるシステムのことをいう。

● IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。人類の活動によって引き起こされる気候の変化とその影響、適応策および緩和策について、科学的、技術的、社会経済的等の見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

【ア行】

● アイドリングストップ

信号待ち、荷物の積み下ろし、短時間の買い物等の駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。5秒以上停車する際に行うことで、燃費改善の効果があるとされている。

● 赤土等の流出

「赤土等」とは一般に南西諸島でみられる、赤茶色の土（国頭マージ、島尻マージなど）や灰色の土（ジャーガルとその母石のクチャ）など、粒子の細かい土壌をまとめて赤土等と呼んでいる。赤土等の流出は、雨が降り、土壌が浸食されることによって始まる。

侵食された赤土等は、雨水とともに河川に流れ込み、さらに、河川を流下して海に流入して拡散する。赤土等の流出に関しては、復帰後から大規模な公共工事、民間リゾート開発等が相次ぎ、大量に流出した土壌が隣接するサンゴ礁海域に流入し、海域環境に大きなダメージを与えた。県は、赤土問題の解決のため平成6年（1994年）に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等流出防止対策に取り組んできた。同条例施行後、開発

現場からの流出量は大幅に減少したが、農地については、畑面の勾配修正、グリーンベルトの普及等の流出防止の取組により赤土等の流出量は減少してはいるものの、県全体の赤土等流出量に占める割合は相対的に高くなっている。

●一般廃棄物

廃棄物処理法（1970年）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみ等）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水等の液状廃棄物も含まれる。

●エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。

●沖縄県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物の保護や外来種による生態系への被害の防止を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県が令和元年10月31日に制定した。

●屋上緑化

大都市のヒートアイランド現象を防ぐためには、緑化を推進することが効果的だが、地価が高く、活用できる土地はあまりない。そこでビル等の屋上に注目が集まり、防水・防根を施し、軽量土壌等を載せ、芝や多肉植物のセダム、樹木や草木を植える緑化が行われるようになった。屋上緑化には、樹木の蒸散作用等によって周囲の気温を下げるもののほか、断熱効果が高く省エネにつながる、騒音が低減される、建物の膨張・収縮による劣化

を防ぐ、そしてビルに潤いを与え、訪れる人の憩いのスペースとしても活用できる等、様々なメリットがある。

●温室効果ガス

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。温室効果ガスには、二酸化炭素の他、メタン、フロンガスなどがある。

【カ行】

●外来種（外来生物・特定外来生物）

もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国又は国内の他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物の中には、生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合など、直接人間に害を与えるものもある。外国からの外来生物の被害が数多く発生していることから、国においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を平成17年（2005年）6月に施行し、特定外来生物の飼育、輸入などを禁止し、違反した場合には罰則を課すなど、法的な整備を行っている。

●化石燃料

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトン等が高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せること等から広く使用されている。しかし、化石燃料の燃焼にともなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギー

の確保が大きな課題となっている。

●家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

●環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみ等の量に二酸化炭素（CO₂）を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

●環境基準

環境基本法第16条に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、国が定めるもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関する環境基準を定めている。この基準は、人の健康などを維持するための最低限度（規制値など）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。

●環境ラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。「エコマーク」はISOの規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプⅠ環境ラベル制度で、消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1989年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけること

が許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要である。

●協働

複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。特に、地域の課題解決に向けて、行政単独または市民だけでは解決ができない場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

●グリーンカーテン

ヘチマやゴーヤ等、ツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコン等、冷房費削減につながることを期待される。実のなる植物を植えれば、野菜を収穫できるだけでなく、環境教育や環境学習にも活用できる。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

●クリーン指導員

クリーン指導員制度はリサイクル型社会の実現に向け、ごみの減量と再資源化を推進するために作られた制度で、クリーン指導員は行政と市民を繋ぐ地域のリーダー役を担う。クリーン指導員の主な活動は、ごみの分別の調査や指導で、誤ったごみ出しをしている市民がいた場合に正しい出し方を指導する。

●固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギーの普及のため、再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が一定価格で買い取ることを約束する制度。

●景観計画

景観法（2004年6月制定、12月施行）の規定に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、

中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、①景観計画区域、②景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、③良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

●光化学オキシダント（O_x）

窒素酸化物や炭化水素の濃度が一定レベル以上のとき、太陽光（紫外線）で化学変化（光化学反応）を起こし発生する、目やノドを刺激する酸化性の物質。気温が高く、日射が強く、風がない等の気象条件のときに、オキシダントが地上低くよどんで視界がさえぎられる現象を「光化学スモッグ」と呼ぶ。大気汚染に係る環境基準が定められている。

●コージェネレーションシステム

一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステムで、具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して冷暖房や給湯に利用し、エネルギー利用効率を高めるシステムのこと。

●国内希少野生動植物種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（または亜種・変種）を「国内希少野生動植物種」に指定している。令和3年1月4日現在、国内希少野生動植物種は395種となっている。

【サ行】

●再使用（リユース）

使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったが、まだ使えるものをフリーマーケット等で他者に譲る、売るなどして再び使う場合や、ビールびんの

ように容器を回収して洗浄してから、再び使う場合もある。

●再生可能エネルギー

有限で枯渇のおそれがある石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーを指す。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物をいう。これらは、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように、適正に処理することが義務付けられている。

●住宅の省エネ基準適合

日本の住宅エネルギー性を高めるために、断熱や気密、冷暖房に関する基準を定めたものである。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

●生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物による生態系、人命、農業への被害を防止するために特定外来生物等を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行

うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

● 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）を施行している。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。

● 生物多様性

全ての生物間にみられる変異性を指す言葉で、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）、それぞれのレベルでの変異性を含む総合的なものとして捉えられる。生物多様性の保全とは、生物とそれを取り巻く大気、水、土壌などの要素から構成される生態系の中で、様々な生物が相互の関係を保ちながら生きていくことができる状態を保全することを意味する。

【タ行】

● ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物の一つで、ダイオキシン類特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質がダイオキシン類として定義されている。環境ホルモンの一つとされており、動物実験では、発がん性や免疫機能低下などが報告されている。環境中のダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却において、低温燃焼時に生成する。

● 太陽光発電

太陽の光エネルギーを電力に変換する太陽電池パネルを利用した発電方式のことで、二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーといわれている。

● 太陽熱利用設備（太陽熱利用システム）

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。

● 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のこと。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要である。

● 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画（区域施策編）であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。本計画の第2章がこれに該当する。

● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。本計画とは別の計画として策定を行う。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

● 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市

町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第20条の3第3項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市及び特例市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

● トップランナー製品

省エネ法第78条の規定により、省エネ型の製品を製造するよう製造事業者等に課された基準である。トップランナーとは、自動車や機器の省エネルギー基準を、各々の機器等においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れているものの性能以上にするという考え方のことである。

【ナ行】

● 二酸化硫黄 (SO₂)

大気汚染物質の一つであり、硫黄酸化物の一種。主に石油や石炭等の化石燃料を燃焼するときに排出される。せき、ぜんそく、気管支炎等の障害を引き起こす。大気汚染に係る環境基準が定められている。

● 二酸化窒素 (NO₂)

大気汚染物質の一つであり、窒素酸化物の一種。主に工場の煙や自動車排気ガス等として排出される。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患率の増加等が知られている。大気汚染に係る環境基準が定められている。

【ハ行】

● バスロケーションシステム

無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立てるシステムをいう。沖縄県では、県内の主要バスを対象とした沖縄本島路線バス総合案内システム「のりもの NAVI Okinawa」がインター

ネット、スマートフォンアプリ等で提供されている。

● 発生抑制 (リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

● ヒートポンプ給湯器

室外の空気から熱をくみあげてお湯を沸かす給湯器を言う。

● 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気汚染物質の一つであり、大気中に浮遊している微粒子。環境基本法(1993年)に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。主な発生源は、工場のばい煙、自動車排ガス等であるが、火山や森林火災等の自然由来のものもある。粒子の大きさによって、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

● 壁面緑化

屋上緑化と同様に、都市部で問題となっているヒートアイランド現象の緩和や、地球温暖化の防止、景観形成等を目的として、建物の壁面を緑化するもの。

【ヤ行】

● ユニバーサルデザイン

米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイが提唱した、バリアフリーに代わる概念。「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニバーサルデザインとして定義した。ユニバーサルデザイン

は、「すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ」ということを、発想の起点としている点で、それまでのバリアフリーデザインとは大きく異なる。具体的な例としては、都市空間であれば誰もが歩きやすいように電柱を地下に埋設した道路、多言語表記のわかりやすいサイン等、建物であれば自動ドアや多目的トイレ、日用品であればシャンプー容器のギザギザ等が挙げられる。

【ラ行】

●リサイクル（再生利用）

資源の有効利用や環境汚染のために、ごみを原料として、再生利用（リサイクル）すること。リサイクルは、資源環境という広い意味で使われることもある。

